

「事業者の集中の申告についての暫定弁法（意見募集文案）」に対する

意見の公開募集に関する通知

独占禁止法執行における透明性を高め、事業者の集中の申告及び審査を規範化するため、商務部は「事業者の集中の申告についての暫定弁法（意見募集文案）」を起草した。各分野の意見を十分に聴取し、立法の科学性及び運用の可能性を保証するため、立法にかかる意見募集文案をインターネット上に公布し、社会の各界からの意見を公開募集する。意見・フィードバックの締め切りは2009年2月16日とする。

FAX：010－65198998

Eメール：fldj@mofcom.gov.cn

連絡先：北京市東長安街2号商務部独占禁止局競争政策処（100731）

（注：意見募集文案の各条文の見出しは提示目的に過ぎず、各条文の解釈に影響を及ぼさない。）

事業者の集中の申告についての暫定弁法
（意見募集文案）

第1条 「立法の目的及び根拠」

事業者の集中の申告の便宜を図り、独占禁止法執行機関による申告の受理を規範化するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）及び「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「法執行機関」

中華人民共和国商務部（以下、「商務部」という）は事業者の集中の独占禁止審査の法執行機関であり、事業者の集中の独占禁止の申告の受理及び審査の業務について責

*本資料は KLO 投資コンサルティング（上海）有限公司（著作権者）のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>よりご覧頂けます。

任を負う。商務部の任命を受け、商務部独占禁止局は事業者の集中の申告を受理及び審査する具体的な法執行業務を担当する。

第3条 「支配権」

「独占禁止法」第20条の第2項、第3項にいう「その他の事業者に対する支配権を取得すること」には以下の状況が含まれる。

- (1) その他の事業者の議決権付株式又は資産の50%以上を取得する。
- (2) その他の事業者の議決権付株式又は資産の50%以上を取得していないが、持分又は資産の取得及び契約等の方式により、その他の事業者の1名以上の董事会の構成員及び主要管理人員の任命、財務予算、経営販売、価格の決定、重大な投資又はその他の重要な管理及び経営の戦略等を決定できる。

二つ又は二つ以上の事業者が共同で一つの新しい企業を設立することは、「独占禁止法」の第20条にいう事業者の集中を構成する。

第4条 「売上高及び関連概念」

売上高には、関連する事業者が前会計年度内における製品販売及びサービスの提供によって獲得した収入が含まれ、各種の税金等が控除される。但し、企業の所得税、相殺が認められた増値税は控除されない。

「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」第3条にいう「中国国内」とは、事業者が製品又はサービスを提供する買い手の所在地が中国国内にあることを指す。本弁法の目的により、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区源泉の売上高は中国国内源泉の売上高とみなさない。

第5条 「単体事業者の売上高」

集中に参加する単体事業者の売上高は以下の事業者の売上高を足した総和としなけれ

ばならない。

- (1) 当該単体事業者。
- (2) 第(1)号にいう事業者が直接的又は間接的に支配するその他の事業者。
- (3) 第(1)号にいう事業者を直接的又は間接的に支配するその他の事業者。
- (4) 第(3)号にいう事業者が直接的又は間接的に支配するその他の事業者。
- (5) 第(1)号から第(4)号にいう事業者のうち、二つ又は二つ以上の事業者が共同で支配するその他の事業者。

集中に参加する単体事業者の売上高には上記の(1)号から(5)号までに掲げた事業者間において発生した売上高は含まれない。

第6条 「集中に参加するすべての事業者の売上高の合計」

集中に参加する単体事業者間において共同支配する他の事業者が存在する場合、以下の通りとする。

- (1) 集中に参加するすべての事業者の売上高の合計には、共同で支配される事業者と当該被共同支配事業者を共同で支配し、集中に参加する事業者のうちのいずれか、又は後者と支配関係を有する事業者との間で発生した売上高は含めてはならない。
- (2) 集中に参加するすべての事業者の売上高の合計には、共同で支配される事業者と第三者事業者との間の売上高が含まれなければならない、かつ、当該売上高は当該被共同支配事業者を共同で支配し、集中に参加する事業者間で均等に割り当てられなければならない。

第7条 「売上高の計算細則」

*本資料は KLO 投資コンサルティング(上海)有限公司(著作権者)のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fdj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>よりご覧頂けます。

一つの事業者の集中に、一つ又は複数の事業者の一部の買収が含まれる場合、以下の通りとする。

(1) 売り手は、集中に関わる部分の売上高のみを計算する。

(2) 同一の事業者の間で、一年以内に連続して実施され、「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」第3条に規定される申告基準に達していない複数回の事業者の集中は、一回の集中取引とみなされなければならない。集中の発生期間は最後の一回の取引より起算し、当該事業者の集中に係る売上高は複数回の取引を一括して計算しなければならない。自らと支配関係を有する他の事業者を通じて事業者が実施する上記の行為は、本項の規定に従い処理する。

前項における「一年以内」とは、第一回目の集中取引が完了した日から最後の一回の集中取引の協定を締結した日までの期間が一年であることをいう。

第8条 「基準に達していない集中の申告及び調査」

事業者の集中が「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」第3条における申告基準に達していないが、規定される手続に従って収集された事実及び証拠によって当該事業者の集中が競争を排除し制限する効果を有し、又は有する恐れがあることが明らかである場合、商務部は法により調査を行わなければならない。事実及び証拠収集の手続は別途規定する。

事業者の集中が「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」第3条における申告基準に達していなくても、集中に参加する事業者は自らの意思により事業者の集中を申告することができる。商務部は審査をした上、受理の必要があると判断した場合、受理を決定することができ、「独占禁止法」の規定に従って審査を行い、決定を下す。

前項における申告及び審査の期間に、集中に参加する事業者は自らその集中取引の実

施を一時的に停止するか否かを決定することができ、かつその決定に相応する結果について責任を負う。

第9条 「申告前の相談」

正式に申告する前に、集中に参加する事業者は集中の申告に関連する問題について、商務部に相談の申請を行うことができる。相談の申請は書面をもって提出しなければならない。

第10条 「申告義務者」

合併の方式によって実施される事業者の集中は、合併に参加する各事業者が申告し、その他の方式によって実施される事業者の集中は、支配権を取得した事業者又は決定的な影響を与える事業者が申告し、その他の事業者はこれに協力する。申告義務者（以下、「申告者」という）が集中の申告を行っていない場合、集中に参加するその他の事業者は集中を申告することができる。

申告者は自ら申告することができ、法により他人に代理申告を委託することもできる。

第11条 「申告書類、資料」

申告書類、資料には以下の内容が含まれるがこれらに限らない。

- （１）申告書。申告書には集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定期日を記載しなければならない。申告者の身分証明書又は登録登記証明書、国外の申告者である場合、現地の公証機関による公証書類及び関連する認証書類を提出しなければならない。代理人に申告を委託する場合、申告者が署名した授權委任状を提出しなければならない。
- （２）集中が関連市場の競争状況に与える影響についての説明。具体的には、集中取引の概況、関連市場の画定、集中に参加する事業者の関連市場における市場占

*本資料は KLO 投資コンサルティング（上海）有限公司（著作権者）のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fdj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>よりご覧頂けます。

有率及び市場支配力、主な競争者及びその市場占有率、市場への集中度、市場への参入、業界の発展現状、集中が市場競争の構成、業界の発展、技術の進歩、国民経済の発展、消費者及びその他の事業者に及ぼす影響、集中が関連市場の競争に及ぼす影響の効果についての評価及び根拠、地方政府及び主管部門の意見等の関連する方面の意見が含まれる。

(3) 集中協定及び関連書類。具体的には、協定書、契約書及び相応する補充書類等の各種形式の集中に関する協定書類、集中取引のフィージビリティスタディ報告書、デューデリジェンス報告書、業界発展の研究報告書、集中の計画報告書及び取引後の発展予測報告書等集中協定の根拠となる各種の報告書が含まれる。

(4) 会計事務所の監査を経た集中に参加する事業者の前会計年度の財務会計報告書。

(5) 商務部が提出を要求するその他の書類、資料。

申告者が前項に規定する文書、資料の一部を提出できない場合、商務部に理由を説明しなければならない。

第12条 「自由意思による書類、資料の提供」

本規定の第11条において提供を要求される書類、資料以外に、申告者は自由意思により商務部が当該集中に対して審査を行い、決定を下す上で役立つその他の書類、資料を提供することができる。

第13条 「書類、資料の形式要求」

申告者は書面の申告書類、資料を提出すると同時に、同一内容の電子ドキュメントをCD-ROMで提出しなければならない。業務の効率を高めるため、申告書類、資料は合理的に編集し、閲覧しやすいようにしなければならない。

申告者は中国語で作成した書類、資料を提出しなければならない。書類、資料の原本を外国語で作成する場合、中国語の翻訳版を提出しかつ外国語の原本を添付しなければならない。書類、資料が控え、写し又はファクシミリである場合、商務部の要求に従い、検証のため原本を呈示しなければならない。

申告者は申告書類、資料の公開版及び秘密保持版を同時に提出しなければならない。申告者は申告書類、資料における営業秘密及びその他の秘密保持の必要のある情報について、その旨分かるように記さなければならない。

第14条 「書類、資料に対する検証及び補充」

申告者は完全に揃った書類、資料を提出しなければならず、商務部は申告者が提出した書類、資料に対し検証を行わなければならない。商務部は申告書類、資料に不備があると発見した場合、申告者に対して所定の期間内に書類、資料を補充提出するよう要求することができる。申告者が期限を過ぎても補充提出しない場合、申告していないものとみなされる。

第15条 「虚偽の書類、資料の処理」

申告者が故意に重要な状況を隠匿し又は虚偽の情報を提供した場合、商務部はこれを受理しない権利を有する。既に受理された場合、取り消し、かつ「独占禁止法」第52条の規定に従って処罰を科す権利を有する。

第16条 「申告の審査結果」

商務部は、申告された事業者の集中が審査により法定の申告基準に達しており、申告書類、資料が関連する要求に合致すると判断した場合、完全な申告書類、資料を受領した日より事業者の集中に対して初歩審査を行わなければならない。

第17条 「秘密保持義務」

商務部及び申告者は事業者の集中を申告する前の相談及び申告の審査において知り得

た営業秘密及びその他の秘密保持の必要がある情報に対して、秘密保持義務を負う。

第18条 「公布実施」

本弁法は公布日より発効し、商務部が解釈に責任を負う。

*本資料は KLO 投資コンサルティング（上海）有限公司（著作権者）のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>よりご覧頂けます。